

大和市告示第67号

大和市コミュニティ助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、もって地域住民の連帯感に基づく自治意識の高揚に寄与するため、自治会が整備する当該コミュニティ活動に必要な設備等の購入に要する経費に対し補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会」とは、地域住民の相互の親睦を図り、地域住民の福祉増進と地域社会の向上を目的として設置され、大和市自治会連絡協議会（以下「自治連」という。）に加入している住民組織（自治会地区連合会を含む。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、自治会が整備する当該コミュニティ活動に必要な設備等（建築物及び消耗品を除く。）を整備する事業であって、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が実施する一般コミュニティ助成事業（以下「助成事業」という。）の対象として決定を受けたものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象者は、センターから助成事業の実施主体として決定され、第7条第4項の規定による通知を市長から受けた自治会（以下「決定自治会」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、センターが当該決定自治会に対する助成額として決定した額を上限とする。

(申込手続)

第7条 補助金の交付を希望する自治会は、交付を受けようとする年度の前年度に、自治連に対し

別に定める一般コミュニティ助成事業申請希望書（以下「希望書」という。）を提出しなければならない。

2 自治連は、前項の規定により提出された希望書を取りまとめ、市長に送付するものとする。この場合において、希望書が複数提出されたときは、抽選等の方法により順位をつけた上で送付するものとする。

3 市長は、前項の規定による送付を受けたときは、神奈川県を通じてセンターに対し、助成事業の申請をするものとする。

4 市長は、センターから助成事業に関する決定又は不決定の通知を受けたときは、その旨を希望書を提出した自治会に通知するものとする。

（申請手続）

第8条 決定自治会は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する書類に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、規則第6条第1項に規定する補助金交付決定通知書に基づく正当な請求書を受理した日から30日以内に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定により概算払をした場合は、規則第10条の規定による実績報告に基づき精算する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の属する年度における補助金の交付に当たっては、第7条第1項から第3項までの規定にかかわらず、この要綱の施行前に実施したこれらの規定と同趣旨の手続を、これらの規定による手続とみなす。